

デロイト トーマツ チャイナ ニュース

中国の投資・会計・税務情報

Vol.151 June 2015

Contents

投資情報

広東、天津、福建自由貿易試験区の概要.....2

税務情報

国家税務総局が賞金給与および従業員福利費の損金算入に関する新規定を公布

～デロイト中国発行「Tax Newsflash」～.....6

会計情報

旧企業会計準則の廃止.....9

中国業務に関する主なお問合せ先.....12

本ニュースに基づいて、財務上の問題やビジネスの問題に影響があるような意思決定や行動をとられる場合は、下記の点を考慮した上で必ず当法人の専門家にご相談ください。

1. 本ニュースは、一般的な情報を提供するものであって、各利用者の具体的な事情に即した会計情報を提供するもの、或いは会計、税務、法律、投資、コンサルティングその他の助言やサービスを提供するものではありません。
2. 本ニュースに含まれている情報は、利用者の参考のためのみに供されるものです。
3. 本ニュースは、その作成後の状況変化等により時機に即していない可能性があります。

翻訳部分の表現については十分吟味していますが、日本語では本来の意味を表現できていない箇所のある可能性がありますので、ご利用に際しては原文をご確認くださいませようお願い致します。

発行人: デロイト トーマツ 合同会社 中国室
〒108-6221 東京都港区港南 2-15-3 品川インターシティC 棟
電話: 03-6720-8341 / ファックス: 03-6720-8346
E-Mail: chinanews@tohatsu.co.jp

投資情報

広東、天津、福建自由貿易試験区の概要

2013年7月3日に中国(上海)自由貿易試験区(以下、“上海自貿区”と表記)の創設が正式に打ち出され、行政・投資管理・貿易管理・金融の各分野における改革が実行されてきました。約2年の試行期間を経て、今年4月に入り、広東省・天津市・福建省における自由貿易試験区(以下、それぞれ“広東自貿区”“天津自貿区”“福建自貿区”“自貿区”と表記)が正式に発足、これにより自貿区は中国全土の4か所に拡大し、上海自貿区モデルは、広東、天津、福建それぞれの地域的特性を反映した形で拡大されています。

本稿では、今般新しく稼働を始めた広東、天津、福建の3つの自貿区の取り組みを説明します。

【広東・天津・福建自貿区の正式発足に関連して4月8日に公布された主な通知等】

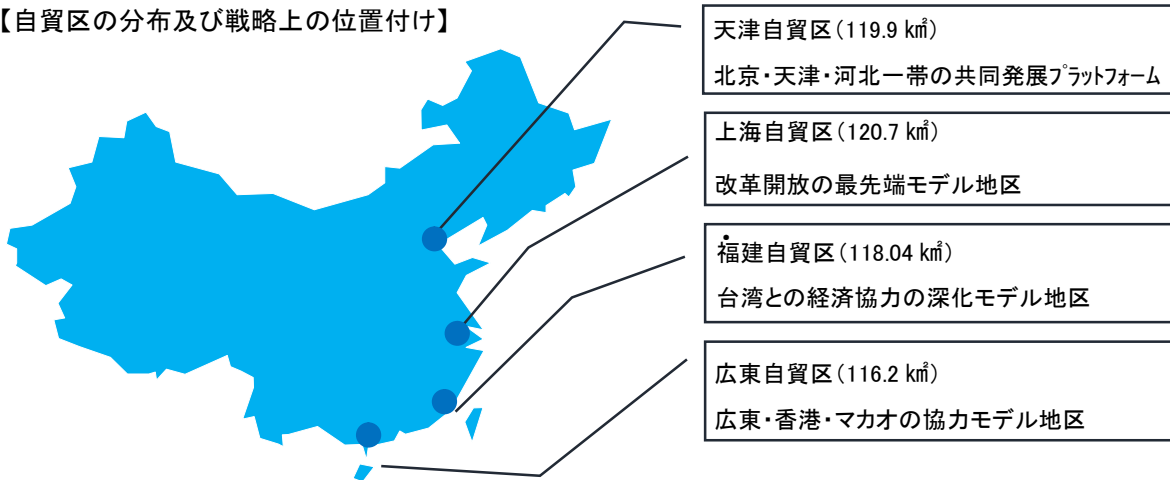
名称		公布機関	趣旨
広東自貿区全体方案	国発[2015]18号	国務院	広東自貿区の基本方針
天津自貿区全体方案	国発[2015]19号	国務院	天津自貿区の基本方針
福建自貿区全体方案	国発[2015]19号	国務院	福建自貿区の基本方針
上海自貿区の改革開放案の更なる深化に関する通知	国発[2015]21号	国務院	上海自貿区の今後の発展の方向性を明確化
自貿区外商投資参入特別管理措置の公布に関する通知	国発[2015]23号	国務院	4つの自貿区に共通して適用されるネガティブリストを制定
自貿区外商投資届出管理弁法(試行)	商務部公告 2015年第12号	商務部	自貿区におけるネガティブリスト外の外商投資、企業の設立、変更等に際する届出、登記手続を規定

1. 地理的特徴が反映された全体方案

上海自貿区創設時同様、3つの新しい自貿区の基本計画として、全体方案が制定されています。上海自貿区と共通する政策としては、外商投資管理モデルの改革、行政手続きのワンストップサービスの構築、企業信用情報公示システムの完備、金融領域の対外開放の推進、通関システムの刷新等が挙げられます。

注目すべき点は、各自貿区にその地域的特性を加味した異なる戦略的目標を設定し、これに対応する計画を定めている点です。外商投資管理や行政サービスには概ね上海自貿区と共通した政策が規定された一方で、対外開放業種の設定や特定の地域・貿易形態に関し個別の政策が設けられています。例えば、広東自貿区では加工貿易の転換・高度化や香港・マカオとの連携を意識した政策が、天津自貿区では華北地域の物流の中心地としての役割を強化する政策が、福建自貿区では台湾資本の銀行に対する規制緩和等の台湾との連携を意識した政策が多く盛り込まれました。

【自貿区の分布及び戦略上の位置付け】



【各自貿区に導入された特徴的な政策の例示】

広東自貿区	天津自貿区	福建自貿区
<p>香港、マカオとの連携強化に関する政策が特徴的。</p> <ul style="list-style-type: none"> - 香港、マカオに対するサービス業（金融サービス業、国際海上輸送、科学技術サービス、旅行業等）の開放 - 香港、マカオとの連携を基礎とした、中国国内企業・個人の海外進出「走出去」のための窓口の建設 等 	<p>他の地域へ複製可能なハイレベル自由貿易区の実現を意図した政策が特徴的。3つの地区別に重点分野を設定。</p> <ul style="list-style-type: none"> - <u>天津港</u>: 水上輸送、国際貿易、ファイナンス・リース等 - <u>天津空港</u>: 航空宇宙、ハイエンド製造業と研究設計、航空輸送等 - <u>濱海新区中心商務</u>: 金融等 	<p>台湾との投資、貿易の自由化に政策が特徴的。</p> <ul style="list-style-type: none"> - 台湾に対するサービス業（電信・運輸サービス、商業サービス、建設業サービス等）の開放 - 台湾の銀行による自貿区内企業またはプロジェクトに対するオフショア人民元の貸付を支持 等

2. ネガティブリスト管理方式

新しい自貿区では、上海自貿区同様、外商投資参入特別管理措置（以下、“ネガティブリスト”と表記）による外資管理方式が採用されています。2015年4月8日に国務院により新しいネガティブリストが公表され、5月8日より上海自貿区を含む、広東、天津、福建すべての自貿区に適用されています。自貿区におけるネガティブリスト外の外商投資プロジェクト及び外商投資企業の設立・変更には、事前の審査認可が要求されず、届出方式が適用されることとなりました（届出方式の詳細は後述）。

なお、ネガティブリストに列記されている項目数は、従前の上海自貿区における2014年版の139項目から、122項目へと若干減少しています。今回公布されたネガティブリストにおいて除外された(つまり、事前の審査認可が不要となった)業種、領域は以下の通りで、概ね2015年4月から施行された「外商投資産業指導目録(2015年版)」における改訂内容を反映したものと考えられます¹。

【ネガティブリストから除外された項目】

業種	ネガティブリストから除外された項目
製造業	農業副食物加工業、酒・飲料および精製茶製造業、化学原料および化学製品製造業、医薬製造業(漢方薬を除く)、汎用および専用設備製造業、電気機械および器材製造業
建築業	都市地下鉄、軽便鉄道等の軌道交通の建設、経営
卸売および小売業	穀物・綿花の卸売、オーディオ・ビデオ製品、農薬等の販売、書籍・新聞・定期刊行物のチェーンストア経営、ガソリンスタンドの建設および経営、直売およびオンライン販売
情報技術サービス業	経営類電子商取引
金融業	保険仲介機構(保険ブローカー、代理、査定会社)、証券投資コンサルティング機構
不動産業	高級ホテル・高級オフィスビル・国際会議センターへの投資、不動産の二級市場取引
ビジネスサービス業	人材仲介機構、国外旅行業務に従事する旅行会社

3. 自貿区外商投資届出手続き

今回の「自貿区外商投資届出管理弁法(試行)」(以下、“届出管理弁法”と表記)は、商務部が、届出手続きの詳細を規定したもので、5月8日より、上海を含む、すべての自貿区で施行されています。届出管理弁法の適用範囲は、外国投資者による自貿区へのネガティブリスト外の領域へ投資する場合の外商投資企業の設立・変更等です。

外国投資者が自貿区において投資、企業を設立する場合の手続きは以下の通りです。

- ① 企業名称審査認可通知書を取得
- ② オンライン届出の実行
(投資の実行前または投資実行日から30日以内に自貿区一括受理窓口(ウェブサイト)にログインし、「自貿区外商投資企業設立届出申告表」をオンラインで記入、提出する)

届出機構は3営業日以内に届出を完了し、外国投資家または外商投資企業に通知することとなっています。

また、届出管理弁法が適用される外商投資企業は、以下の事項についても、投資の実行前または投資実行日から30日以内に、所定の申告表を利用しオンライン届出を行うことができます。

¹ 2014年版ネガティブリストの詳細は、「デロイトトーマツチャイナニュース Vo.1140」(2014年7月号)を参照のこと。

- ① 投資総額の変更 ②登録資本金の変更 ③持分、合作の変更または譲渡 ④持分への質権設定
- ⑤合併、分割 ⑥経営範囲の変更 ⑦経営期間の変更 ⑧経営期間満了前の終了 ⑨出資方式、出資期限の変更
- ⑩中外合作企業の外国投資者による投資の先行回収 ⑪企業名称の変更 ⑫登記住所の変更

全体方案では行政手続きのワンストップサービス化が明記されていますので、企業設立後の関連部門での手続窓口も統一されると考えられます。

4. 自貿区の戦略的位置づけ

広東、天津、福建自貿区における各種の改革措置には、3年から5年間の試行期間が設定されており、スピード感のある改革が期待されます。また、天津自貿区ではその改革が他の地域に“複製、拡大可能”であることが全体方案においても強調されており、一定の試行期間を経て、自貿区の改革が全国に拡大される可能性が高く、今後の動向を注視する必要があります。

税務情報

国家税務総局が賃金給与および従業員福利費の損金算入に関する新規定を公布

～デロイト中国発行「Tax Newsflash」～

中国の国家税務総局は2015年5月8日に、賃金給与および従業員福利費の損金算入問題に関する2015年第34号公告(以下「34号公告」)を公布した。34号公告は2014年度以降の企業所得税の確定申告に適用されるが、まだ税務処理を行っていないそれ以前の事項についても、公告の規定に合致する場合、34号公告を適用することができる。

福利性手当

企業の従業員に対する支払の性質をどのように捉えるかということが、企業所得税の処理上は非常に重要である。合理的な賃金給与については損金算入限度額がないが(国有性質の企業を除く)、従業員福利費は賃金給与総額の14%が損金算入限度額となるからである。34号公告の公布以前においては、多くの税務機関が企業の支給する住宅手当、交通手当等の手当を、賃金給与の構成部分とみなすことなく、従業員福利費と認定して損金算入の処理を行っていた。34号公告では、以下の条件を満たす福利性手当は企業で発生する賃金給与支出として損金算入できると規定している。

- ・ 企業の従業員賃金給与制度に列挙されていること
- ・ 固定的に賃金給与と合わせて支給されること
- ・ 「国家税務総局:企業の賃金給与および従業員福利費の控除問題に関する通達」(国税函[2009]3号、以下「3号文」)の“合理的な賃金給与”に関する第1条の規定に合致すること(注:3号文では、賃金給与の合理性を判断する際の5つの原則を列挙している。1)企業が規範的な従業員賃金給与制度を定めていること、2)企業の定めた賃金給与制度が業種および地域の水準に合っていること、3)企業が一定の時期に支給する賃金給与が相対的に固定的で、賃金給与の調整が秩序立って行われること、4)企業が実際に支給した賃金給与に対して、既に法により個人所得税の源泉徴収義務を履行していること、5)賃金給与に関する取決めが、税額の減少または回避を目的としていないこと)

34号公告の規定は、少なくとも上述した手当の一部は賃金給与として損金算入できる可能性があることを意味し、これは財政部が以前に公布した財企[2009]242号の通達における従業員福利費の財務管理に関する規定にも則している。当該通達では、月ごとに基準に従って支給された、あるいは支払われた住宅手当、交通手当、通信手当等は従業員福利費に含めて管理せず、従業員給与の総額に含めるとしている。

34号公告の公布は納税者にとって望ましいものではあるが、一部の事項についてさらに明らかにされる必要がある。例えば、以下のような事項についてである。

- ・ “福利性手当”の定義が明確ではない。伝統的な現金手当とは異なり、実費精算の形式で支給される手当は従業員の実際発生費用と関連づけられる。このような手当は34号公告における福利性手当の範囲に含まれるか否か。

- ・ 34 号公告にある“固定的”な支給および“賃金給与と合わせて支給される”という概念をどのように理解すればよいか（例えば、月ごとか、四半期ごとか等）。
- ・ 3 号文では、個人所得税の源泉徴収を、賃金給与の合理性を判断する際の前提としている。個人所得税を免除される手当（例えば、外国籍従業員の免税手当等）は、34 号公告の規定に基づいて賃金給与として扱われるか否か。

年末の未払賃金給与

多くの企業は年末 12 月に当月の給与および年末賞与を未払計上するが、実際の支給は翌年になる。実務上、多くの税務機関はこれらの企業に対して、実際支給時に 12 月分の給与および年末賞与を損金算入することを求めてきた。34 号公告により、このような状況は変わるであろう。34 号公告によれば、企業が未払計上し、年度確定申告までに従業員に実際に支給した申告年度の賃金給与は、当該年度の損金に算入することができる。企業所得税の年度確定申告は原則として翌年 5 月 31 日までに行われる。34 号公告の規定は発生主義に基づく会計処理に近づくものであり、このような政策の明確化によって、申告時の税務調整は減ることになるだろう。

労務派遣の取決め

労務派遣の取決めの下で、派遣人員は法律上、労務派遣会社との間に雇用関係を有するが、その者の実質的雇用主となるのは労務派遣の受入企業である。通常は、労務派遣の受入企業が派遣人員の人数、資格、報酬基準等を決定し、かつ当該企業が派遣人員の業務の結果に対して責任とリスクを負う。費用の支払に関しては、労務派遣会社が派遣人員の賃金給与、福利費および派遣サービス費を含む総額を受入企業に請求し、そのうちの賃金給与、福利費の部分を労務派遣会社から派遣人員に支払う場合もあれば、労務派遣会社は派遣サービス費のみを受入企業に請求し、受入企業が派遣人員に賃金給与および福利費を直接支払う場合もある。国家税務総局公告 2012 年第 15 号（以下「15 号公告」）の規定に基づき、実務においては往々にして“形式よりも実質を重んじる”という原則に従い、労務派遣の取決めの下での賃金給与、福利費とサービス費との区分が行われてきたが、34 号公告では 15 号公告における関連の規定を廃止するとともに、以下の指針を提供している。

- ・ 企業が契約の約定に従って労務派遣会社に直接支払う費用は、サービス費支出とする。
- ・ 企業が派遣人員個人に直接支払う費用は、賃金給与支出および従業員福利費支出とする。

よって、34 号公告の規定によれば、費用の直接の受領者に基づいて、関連支出を“賃金給与/従業員福利費”と“サービス費”のいずれとして税務上の処理を行うかを判断することになると考えられる。

国有性質の企業については、賃金給与の損金算入に限度額が設けられているが、上述の理解に基づく場合、労務派遣の取決めの下で、労務派遣会社を通じて支払う派遣人員の給与はサービス費支出として損金に算入され、この限度額の制約は受けないことになる。

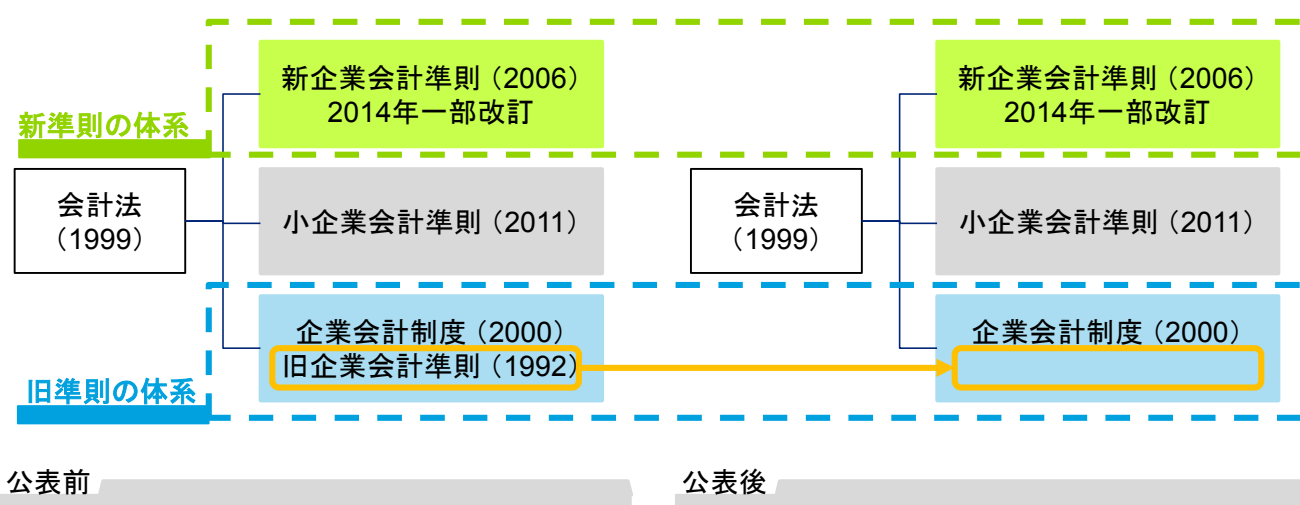
しかし、企業が労務派遣会社を通じて賃金給与の全額を支給し、福利費のみを企業が直接支給する場合、賃金給与の全額がサービス費支出とみなされるならば、福利費の損金算入限度額はゼロとなる（注：前述の通り、従業員福利費の

損金算入限度額は賃金給与総額の 14%である)。このような企業は一部の賃金給与を直接支給するようにし、福利費の損金算入ができるようにすることを考えるかもしれない。

会計情報 旧企業会計準則の廃止

1. はじめに

中国財政部は、2015年2月に「廃止及び失効する若干の会計準則制度規範性文件目録の公布に関する通知」(财会[2015]3号 以下、“财会[2015]3号”と表記)を公表し、旧企業会計準則の具体準則をすべて廃止しています。财会[2015]3号の公表前後で、会計準則の体系がどのように変わったかを概念図で示すと下記のとおりとなります。なお、新企業会計準則(以下、“新準則”と表記)を適用している会社への影響はありません。



2. 旧準則を適用している会社への影響

元来、広い意味で「旧準則」と言った場合、企業会計制度と旧企業会計準則(以下、“旧準則”と表記)が合わさって一つの会計基準を構成したものを指していました(以下、当該広義の「旧準則」を“旧準則体系”と表記)。今回、そのうちの旧準則のすべての具体準則が廃止されたことになりました。この廃止により、旧準則体系を採用していた会社は、今後も旧準則体系での決算および開示を継続することができるのか検討する必要があります。

(1) 旧準則体系での決算・開示は継続可能

明文での定めはありませんが、旧準則体系では、企業会計制度がまだ廃止されず存続していることから、企業会計制度にしたがった決算および開示を継続することが可能であると考えられています。ただし、法定監査を担当する登録会計士と事前に相談することをお勧めいたします。

(2) 企業会計制度に具体的な記述がないものへの対応

旧準則体系では、今後、企業会計制度に具体的な記述がない取引も想定されます。そのような取引の取り扱いは明文では定められていませんが、新準則の規定が適用される可能性もありますので、監査を担当している登録会計士と事前に相談する必要があります。

(3) 企業会計制度の今後

旧準則体系はいずれ廃止されると言われていますので、早晚、企業会計制度も廃止される可能性が高いと考えられます。財政部も新準則への移行を推奨していますので、企業会計制度が急に廃止されても対応できるように、旧準則体系と新準則の差異分析等一定の対応を進めておくことが肝要と思われま

3. 旧準則体系から新準則への移行

今後、将来の完全な廃止を睨み、旧準則体系から新準則への移行を検討される企業もあると思います。旧準則体系と新準則の主な差異をまとめると下表のとおりとなります。旧準則体系から新準則への移行にあたっては、下記差異に留意しながら、各社での影響の検討をお願いいたします。

項目	旧準則体系	新準則
連結財務諸表	作成は任意	子会社を有する会社は、連結財務諸表の作成が要求される
個別財務諸表における投資の評価	子会社投資、関連会社投資、共同支配会社投資とも <u>持分法</u> により評価	子会社投資を <u>原価法</u> 関連会社投資、共同支配会社投資を <u>持分法</u> で評価
棚卸資産	先入先出法、平均法、個別法、後入先出法 商品流通企業は仕入時の運送費等の諸掛を期間費用処理	先入先出法、平均法、個別法(後入先出法は禁止) 業種を問わず、仕入時の運送費等の諸掛を棚卸資産の取得原価として処理
有形固定資産	資産除去債務の基準がない	資産除去債務の認識が必要
無形資産	開発費は費用処理	一定の要件を満たす開発費は資産計上
のれん	契約で投資期間が定められている場合はその契約期間で、契約で投資期間が定められていない場合には、10年以下の期間で償却することが要求されている	償却が禁止され、毎期減損テストを実施し、減損の有無を判定することが要求される
減損	回収可能価額が回復した際には一旦認識した固定資産・無形資産に対する減損損失は、その原因が解消された場合には戻入れなければならない	全ての減損損失の戻入が禁止されている

項目	旧準則体系	新準則
土地使用权	2002年以降取得の土地使用权について： ①自家使用目的で建設前には無形資産に計上し、期間償却 ②自家使用目的の建設中には、建設開始時点の土地使用权帳簿価額全額を建設仮勘定に振り替え、償却を停止 ③完成した固定資産が意図した稼働可能な状態に達した時点で、建設仮勘定に含まれる土地使用权を <u>建物・構築物勘定に振り替え</u> 、償却を再開	投資不動産として分類されない限り、無形資産として計上
借入費用	条件に合致する専用借入金の借入費用は資産化することが強制されている 資産化できる対象は、固定資産の取得に限定されている	一定要件を満たす借入費用は資産化することが強制されている 資産化できる対象は、固定資産に限定されない
投資不動産	対応する会計基準はなし	投資不動産に該当するものは、原価モデルまたは公正価値モデルを適用する
政府補助金	資産に関連する政府補助金を資本準備金として認識する	資産に関連する政府補助金は、繰延収益として認識し、関連資産の使用期間内に均等配分して収益に計上
税効果	税効果会計の適用は任意	税効果会計が強制される
デリバティブ	基準がなく、簿外処理	公正価値による資産または負債計上が要求される ヘッジ会計の基準あり
退職給付	確定給付型退職給付制度に関する特別な基準なし	2014年改訂により、IFRS準拠の確定給付会計に関する会計基準が整備された
有給休暇	基準がなく、簿外処理	2014年改訂により、IFRS準拠の有給休暇に関する会計基準が整備された

執筆:有限責任監査法人トーマツ 中村 剛、上村 哲也、西村 美香
監修:有限責任監査法人トーマツ 三浦 智志、鄭 林根 / 税理士法人トーマツ 大久保 恵美子
執筆協力:デロイト中国ほか

中国業務に関する主なお問合せ先

デロイト トーマツ合同会社

本部中国室

〒108-6221 東京都港区港南 2-15-3 品川インターシティC 棟
Tel: 03-6720-8341 / Fax:03-6720-8346
三浦 智志 / 伊集院 邦光 / 中村 剛 / 鄭 林根 / 江川 由美子 / 西村 美香

有限責任監査法人トーマツ

名古屋事務所

〒450-8530 名古屋市中村区名駅 3-13-5
名古屋ダイヤビルディング3号館
Tel:052-565-5511 / Fax:052-565-5548
高橋 寿佳 / 前田 勝己

福岡事務所

〒810-0001 福岡市中央区天神 1-4-2 エルガーラ
Tel:092-751-0931 / Fax:092-751-1035
只隈 洋一

デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー合同会社

〒100-0005 東京都千代田区丸の内 3-3-1 新東京ビル
TEL:03-6213-1180 FAX:03-6213-1085
林 和彦 / 三好 高志

デロイト中国各拠点案内

上海事務所

30/F, Bund Center, 222 Yan An Road East, Shanghai, 2,00002 P.R.C.
Tel:+86-21-6141-8888 / Fax:+86-21-6335,0003
大久保 孝一 / 上田 博規 / 渡邊 崇 / 大穂 幸太 / 河原崎 研郎
大庭 隆啓 / 原 国太郎 / 板谷 圭一 / 片岡 伴維

大連事務所

Room 1503 Senmao Building
147 Zhongshan Road, Xigang Deistrict, Dalian, 116011 P.R.C.
Tel:+86-411-8371-2888 / Fax:+86-411-8360-3297
田中 昭仁

広州事務所

26/F, Teem Tower, 208 Tianhe Road, Guangzhou,
510620 P.R.C.
Tel:+86-20-8396-9228 / Fax:+86-20-3888-1119
前川 邦夫

蘇州事務所

Suite908, Century Financial Tower, 1 Suhua Road,
Industrial Park, Suzhou, 215021 P.R.C
Tel:+86-512-6762-1238 / Fax:+86-512-6762-3338
滝川 裕介

ハルビン事務所

Room 1618, Development Zone Mansion 368 Changjiang Road
Nangang District Harbin 150090, PRC
Tel:+86-451-8586-0060/ Fax: +86-451-8586-0056

成都事務所

Unit 3406, 34/F Yanlord Landmark Office Tower No. 1 Section 2,
Renmin South Road Chengdu 610016, PRC
Tel:+86 28 6210 2383/ Fax: +86 28 6210 2385

杭州事務所

Room 605, Partition A, EAC Corporate Office, 18 Jiaogong Road
Hangzhou,310013, PRC
Tel:+86-571- 2811-1900 / Fax:+86-571-2811-1904

廈門事務所

Unit E, 26/F International Plaza, 8 Lujiang Road, Siming District
Xiamen, 361001, PRC
Tel:+86-592-2107-298 / Fax:+ 86-592-2107-259

マカオ事務所

19/F The Macau Square ,Apartment H-N
43-53A Av. do. Infante D. Henrique
Macau, PRC
Tel:+853-2871-2998 / Fax:+ 853-2871-3033

大阪事務所

〒541-0042 大阪市中央区今橋 4-1-1 淀屋橋三井ビルディング
Tel:06-4560-6031 / Fax:06-4560-6039
横山 誠二 / 藤川 伸貴 / 上村 哲也 / 栗野 清仁
谷口 直之(ERS)

税理士法人トーマツ

東京事務所

〒100-8305 千代田区丸の内 3-3-1 新東京ビル
Tel:03-6213-3800 / Fax:03-6213-3801
大久保 恵美子 / 安田 和子 / 酒井 晶子 / 川島 智之

デロイト トーマツ コンサルティング合同会社

〒100-0005 千代田区丸の内 3-3-1 新東京ビル
Tel:03-5220-8600 / Fax:03-5220-8601
野村 修一

北京事務所

8/F Office Tower W2, The Tower, Oriental Plaza,
1 East Chang An Avenue, Beijing, 100738 P.R.C.
Tel:+86-10-8520-7788 / Fax:+86-10-8518-1218
原井 武志 / 松原 寛 / 浦野 卓矢 / 北村 史郎 / 降矢 直人

天津事務所

30/F The Exchange North Tower No.1
189 Nanjing Road, Heping District, Tianjin,300051 P.R.C.
Tel:+86-22-2320-6688 / Fax:+86-22-2320-6699
濱中 愛 / 梨子本 暢貴

深セン事務所

13/F China Resources Building, 5001 Shennan Road East,
Shenzhen, 518010 P.R.C.
Tel:+86-755-8246-3255 / Fax:+86-755-8246-3222
大塚 武司

香港事務所

35/F One Pacific Place, 88 Queensway, Hong Kong
Tel:+852-2852-1600 / Fax:+852-2542-4597
アジア パシフィック クラスタリーダー 中川 正行
松山 明広 / 杉原 伸太郎 / 小川 康弘

濟南事務所

Unit 1018, 10/F, Tower A, Citic Plaza,150 Luo Yuan Street,
Jinan 250011, PRC
Tel:+86-531-8518-1058/ Fax:+ 86-531-8518-1068

重慶事務所

Room 10-12, 13/F International Trade Center Chongqing
38 Qing Nian Road ,Yu Zhong District ,Chongqing 400010 P.R.C
Tel:+86-23-6310- 6206/ Fax:+ 86-23-6310-6170

南京事務所

Room B, 11th Floor Golden Eagle Plaza
89 Hanzhong Road Nanjing 210029 , PRC
Tel:+ 86-25-5790 -8880/ Fax:+86-25-8691-8776

武漢事務所

Unit 2, 38/F New World International Trade Tower
568 Jianshe Avenue, Wuhan, 430022 , PRC
Tel:+ 86-27-8526-6618/ Fax:+86-27-8526-7032

デロイト トーマツ グループは日本におけるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームおよびそのグループ法人(有限責任監査法人 トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー合同会社、税理士法人トーマツおよび DT 弁護士法人を含む)の総称です。デロイト トーマツ グループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、法務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー等を提供しています。また、国内約 40 都市に約 7,900 名の専門家(公認会計士、税理士、弁護士、コンサルタントなど)を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト(www.deloitte.com/jp)をご覧ください。

Deloitte (デロイト)は、監査、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザーサービス、リスクマネジメント、税務およびこれらに関連するサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界 150 を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを提供しています。デロイトの約 210,000 名を超える人材は、“standard of excellence”となることを目指しています。

Deloitte (デロイト)とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(“DTTL”)ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数指します。DTTL および各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL(または“Deloitte Global”)はクライアントへのサービス提供を行いません。DTTL およびそのメンバーファームについての詳細はwww.deloitte.com/jp/aboutをご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、その性質上、特定の個人や事業体に具体的に適用される個別の事情に対応するものではありません。また、本資料の作成または発行後に、関連する制度その他の適用の前提となる状況について、変動を生じる可能性もあります。個別の事案に適用するためには、当該時点で有効とされる内容により結論等を異にする可能性があることをご留意いただき、本資料の記載のみに依拠して意思決定・行動をされることなく、適用に関する具体的事案をもとに適切な専門家にご相談ください。

Member of
Deloitte Touche Tohmatsu Limited